

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年2月8日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年2月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(C)点検時、海水入口配管内面の塗装に剥離が認められたため、当該部を塗装修理	
2	2号機	炉心スプレイポンプ(A)において、基礎部及びドレン配管の塗装に剥離が認められたため、当該部を塗装修理	
3	4号機	廃棄物処理系床ドレンカナル放出流量記録計(FR-20-441)において、指示不良(ハンチング)が認められたため、当該流量計を点検・校正	
4	4号機	燃料移動作業時、燃料交換機のケーブルにゆるみ表示が発生したため、巻上装置を点検・調整	
5	4号機	燃料移動作業時、炉心～燃料プール間ゲート(シールドプラグ)の取付位置にずれが認められたため、取付位置を調整及び対応検討	
6	4号機	燃料移動作業時、燃料交換機通話装置の通話不能が認められたため、当該装置を点検・修理	
7	5号機	低圧復水ポンプ出口酸素濃度記録計において、指示不良(ハンチング)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
8	5号機	屋外油ドレンサンプポンプの吐出流量記録計(FR-58-114)において、指示不良(ゼロ点ズレ)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
9	5号機	屋外スチームドレンサンプポンプの吐出流量記録計(FR-58-114)において、指示不良(ゼロ点ズレ)が認められたため、当該記録計を点検・校正	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	給水加熱器廻り水位制御弁点検時、ポジションナー部品の動作不良及び、付属品よりエアリーク等が認められたため、当該部を修理	
11	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)ウォーミングオリフィス出口ベント2次弁(V-4-4V14-228)の浸透探傷検査時、弁体シート面に線状指示模様が発見されたため、当該弁を交換	
12	6号機	再循環ポンプ入口温度計(TE-B35-N023B)の復旧作業時、電線管の一部に損傷が認められたため、当該電線管を交換	
13	6号機	制御棒駆動水ポンプ入ロストレーナ(A・B)点検時、保温材に破損が認められたため、保温材を修理	
14	6号機	漏えい検出系モニタ入口弁(AO-E31-F011A)点検時、駆動空気用オイルの滴下窓よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
15	6号機	原子炉水サンプリング系温度制御器(US-25-9A)点検時、出力値に指示不良(ハンチング)が認められたため、当該制御器を修理	
16	6号機	不活性ガス系圧力抑制室真空破壊弁(AO-2-26B-3)点検時、弁駆動部のベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
17	6号機	格納容器雰囲気モニタ系サンプリングラック(A)ドレン入口弁(SV-D23-P001A-7)他点検時、ラック内配管の継手部に施工不良が認められたため、当該部を修理	
18	6号機	原子炉建屋換気空調系給気隔離弁(AO-26-SB6-1B)点検時、弁駆動用空気配管継手部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
19	6号機	低圧タービン(B)ノズルダイヤフラム下半の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様等が発見されたため、ノズル板を修理	
20	6号機	原子炉建屋換気空調系排気ファン(E6-2B)吸込側ダンパ操作器(AO-U41-A03)点検時、開度指示板に外れが認められたため、指示板を取付	
21	6号機	タービン建屋換気空調系の風量制御ダンパ操作器(AO-U41-L112)点検時、駆動部のベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
22	6号機	低圧炉心スプレイ系テストバイパス弁(E21-F012)点検時、電動弁の機内結線と制御装置展開接続図の端子番号に相違が認められたため、原因を調査	
23	6号機	残留熱除去ポンプ(C)点検時、バレル吊上が出来ないことが認められたため、点検方法を検討	
24	その他	核燃料輸送物発送前の線量当量率検査時、中性子線サーベイメータに動作不良(指針固着)が認められたため、当該サーベイメータを修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで